

## 令和2年度 男女共同参画推進事業（重点項目）

「男女共同参画プラン・ふくつ」に基づく参画促進施策について、令和2年度は次の4つを重点項目に掲げ、事業を進めます。

### ①「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

男女平等意識の形成に向けては、「男だから」「女だから」という性別で特性を決めつけることなく、一人ひとりの個性を互いに理解し尊重する意識を醸成していくことが重要となります。そのためには、家庭、地域、学校、職場などの多様な機会を通して「男女がともに歩むまちづくり」の啓発を進めなければなりません。

広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」のPR活動などに取り組みます。

また、「指名競争入札参加資格審査申請」時における事業所に向けた啓発活動、「男女平等教育委員会」等の各種委員を設置し、これらの委員を通じた周知・啓発活動にも力を入れていきます

#### 男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用 施策No.1

##### ＜男女共同参画推進室＞

主催事業や出前講座などの機会を通じて、冊子を啓発資料として活用します。その際、男女共同参画に関わる新たな課題等があれば、随時追加して伝えていきます。

#### 男女共同参画宣言都市関連事業の充実 施策No.2

##### ＜男女共同参画推進室＞

「男女共同参画都市宣言記念事業」をはじめ、「男女がともに歩む一行詩」の優秀作品表彰、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨などにより、広く市民への周知を行います。

#### 男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表 施策No.43

##### ＜男女共同参画推進室＞

男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づき、指名競争入札参加資格申請を行う事業所に報告書の提出を求めます。報告内容については、集計後、ホームページに掲載し、男女共同参画推進施策の周知・啓発を行います。

## ② 暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ドメスティック・バイオレンス等の被害の増加や深刻化が懸念されています。市ではあらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めます。

また、関係課で構成される「DV等連絡会議」を設置し、関係機関との連携のもと、被害者の保護や自立支援に迅速に対応するとともに、誰もが安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

### DV防止にむけた啓発促進 施策No.58

#### <男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課>

若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、学校におけるデートDVに関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じた啓発活動を推進します。

### 被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供 施策No.59

#### <男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課>

DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。

### DV防止にむけた啓発促進 施策No.58

#### <男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課>

若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、学校におけるデートDVに関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じた啓発活動を推進します。

### 被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供 施策No.59

#### <男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課>

DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。

## ③ 地域における男女共同参画の推進

豊かで活力あふれる地域を作っていくためには、男女にかかわらず多様な生き方や個性が尊重され、互いに支えあう視点で課題をとらえ解決を図っていく必要があります。また、意思決定の過程と活動の現場に男女がともに参画し、責任を担うことも必要です。そのため、地域活動が、男女共同参画の視点をもって進められるように働きかけていきます。

### 地域活動を担う団体への啓発推進 施策No.14

#### <男女共同参画推進室>

自治会や子ども会育成会、PTAなどの団体へ、男女共同参画講座など市が実施する事業についての情報提供を行い、啓発の推進を行います。

### 「男女共同参画地域推進員」との共働 施策No.15

#### <まちづくり推進室、男女共同参画推進室>

郷づくり推進協議会の全ての地域（8地域）に設置された「男女共同参画地域推進員」を通じて啓発活動を行うことにより、男女共同参画の視点に配慮した組織づくりや地域づくりを促進します。

#### ④ 家庭生活を支援する環境づくりの促進

共働き世帯の増加や、価値観・ライフスタイルが多様化する中では、男女が対等なパートナーとして互いに協力しながら、調和のとれた生活ができることが重要となります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が掲げる女性の活躍のためには、それを実現できる環境を作る意味でも、女性に負担が偏りがちな家事・育児・介護などについて、男性もともに担うことが必要です。

各種講座や学習会における男性向けのプログラムを充実させ、男性の家事・育児・介護などへの参画機会を提供するとともに、啓発資料や講演会等を活用し、家庭内での協力を促す取り組みを進めます。

##### 男性を対象にした講座の実施 施策No.16

###### <子育て世代包括支援課・男女共同参画推進室>

子育て世代包括支援課と共同で実施する「プレママパパ講座」をはじめとした男性向け講座、中学生を対象にした「妊娠・出産の知識に関する授業」等への機会を活用し、ともに支えあう育児の啓発に取り組みます。

##### ワーク・ライフ・バランスの推進 施策No.25

###### <男女共同参画推進室>

家事や育児への積極的な参画を促し、仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行います。